

農業委員会だより



個人や法人の方が、農地を耕作する目的で売買、贈与、貸借する場合には、農業委員会の許可を受ける方法（農地法）と、町が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という））があります。

農地法第3条許可

耕作目的で農地を売買、贈与、貸借する場合には、次の許可基準を満たし、農業委員会の農地法第3条許可を受ける必要があります。この許可を受けないでした行為は無効です。

また、農地法に基づき農業委員会の許可を受けて農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（法定更新）

▼許可基準

○申請農地を含め、所有農地または借入農地の全てを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）

○申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

○申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）

※那須町農業委員会では、管内の下限面積を30アールに定めています。

○申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

▼申請に必要なもの

- ・土地の登記事項証明書
- ・公図の写しまたは土地の位置の特定ができる図面
- ・位置図（2万5千分の1程度）
- ・周辺見取図（住宅地図等）

※町外に住所がある方や、新規就農の方、後継者へ経営移譲する方、農地所有適格法人の方が権利を取得する場合には、右記以外にも必要な書類がありますので、お問い合わせください。

農地を相続したら

相続（遺産分割、包括遺贈および相続人に対する特定遺贈を含む）により農地を取得した場合、農業委員会に「農地法第3条の3」の規定に基づく届出をしてください。

▼問合せ 農業委員会事務局

☎72-6925

基盤強化法による農用地利用集積計画

農用地利用集積計画は、基盤強化法の利用権設定等促進事業において、町が基本構想に基づき、農地の利用関係の調整結果を取りまとめて作成する計画です。農地を

効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的としています。

農用地利用集積計画を公告することで、農地法の許可を受けることなく、計画の定めるところにより利用権が設定・移転、所有権が移転されます。利用権設定等に係る当事者間での契約締結行為は必要ありません。

また、農用地利用集積計画で設定された賃借権は、その存続期間が満了すると自動的に終了し、農地は確実に返還されます。

なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、町が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することで再設定することができます。

▼一般要件

○計画の内容が町の基本構想に適合すること

○利用権の設定を受ける方（借り手）が、農地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること

▼問合せ 那須町農業公社

☎73-5545



国が支える。安心が大きくなる。老後の備えは「農業者年金」で安心！

お問い合わせは、農業委員会事務局・JAなすの各支店にお尋ねください。

那須町農業委員会事務局 ☎72-6925

那須野農業協同組合

那須支店 ☎72-6111

高久支店 ☎64-1122

伊王野出張所 ☎75-0004

農地法に関する申請締切日と農業委員会総会の予定日

申請締切日		総会日
5月31日	→	6月20日
6月28日	→	7月19日
7月31日	→	8月21日

※農業委員会の総会で審議する申請書等には、受け付けの締切日があります。申請する方は申請書とその内容について、事前に農業委員会にご相談ください。